

議案第11号

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「250,000円」を「300,000円」に、「5,000円」を「5,200円」に改める。

第7条第1項第3号中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第7条の2第1項第3号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改める。

第2条 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第7条の2第1項第3号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

第2条 改正後の会計年度条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例は、改正後の会計年度条例の規定による報酬の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後	備考
<p>(報酬)</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額るときは<u>250,000円</u>、日額るときは20,000円及び時間額るときは<u>5,000円</u>の範囲内とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の125</u> _____を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア 6か月 100分の100</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、規則で定める額は、月額るときは<u>300,000円</u>、日額るときは20,000円及び時間額るときは<u>5,200円</u>の範囲内とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア 6か月 100分の100</p>	

改正前	改正後	備考
<p>イ 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>ウ 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>エ 3か月未満 100分の30</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u></p> <hr/> <p>__を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>イ 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>ウ 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>エ 3か月未満 100分の30</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア 6か月 100分の100</p> <p>イ 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>ウ 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>エ 3か月未満 100分の30</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところに</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、100分の126.25を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア 6か月 100分の100</p> <p>イ 5か月以上6か月未満 100分の80</p> <p>ウ 3か月以上5か月未満 100分の60</p> <p>エ 3か月未満 100分の30</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第7条の2 会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には、次の各号に定めるところに</p>	

改正前	改正後	備考
<p>より、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>より、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についての概要

第 1 条

本則

(1) 第 2 条

報酬の範囲

	報酬額		報酬額
月 額	250,000 円	➔	300,000 円
日 額	20,000 円		20,000 円
時間額	5,000 円		5,200 円

(2) 第 7 条第 1 項

期末手当の基本支給率

	6 月	12 月		6 月	12 月
会計年度任用職員	1.250	1.250	➔	1.250	<u>1.275</u>

(3) 第 7 条の 2 第 1 項

勤勉手当の基本支給率

	6 月	12 月		6 月	12 月
会計年度任用職員	1.050	1.050	➔	1.050	<u>1.075</u>

第 2 条

本則

(1) 第 7 条第 1 項

期末手当の基本支給率

	6 月	12 月		6 月	12 月
会計年度任用職員	1.250	1.275	➔	<u>1.2625</u>	<u>1.2625</u>

(2) 第 7 条の 2 第 1 項

勤勉手当の基本支給率

	6 月	12 月		6 月	12 月
会計年度任用職員	1.050	1.075	➔	<u>1.0625</u>	<u>1.0625</u>

改正附則

第 1 条 (施行期日等)

第 1 項 第 1 条の規定は、公布の日から施行、ただし第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行

第 2 項 第 1 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用

第 2 条 (報酬の内払)

第 1 項 改正前の給与は、改正後の給与の内払とみなす

第 3 条 (町規則への委任)

第 1 項 その他必要な事項は、規則へ委任する